

戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム

— 和解と平和の21世紀をめざして —

参加の呼びかけ

ホロコースト、南京大虐殺、強制連行、「従軍慰安婦」、毒ガス・細菌戦、沖縄、ヒロシマ・ナガサキなど非人道的な戦争犯罪が繰り返された「戦争の時代」、20世紀もあと一年余りです。

各国の市民は「戦争の時代」をどう総括し克服に努めているのでしょうか？

90年代に入り、身体と心に癒されることのない深い傷を負い戦後を生きた戦争被害者たちが次々と日本に謝罪と補償を求めて起ち上がり、人間としての尊厳の回復を求めました。

「過去の克服」を避けてきた日本は、被害者たちが突きつける歴史の真実に真剣に向き合わないまま半世紀が過ぎましたが、事実を封じることにはもはやできなくなってきました。国際的には、国連人権委員会やILO（国際労働機構）専門家委員会、米カリフォルニア州議会などから日本政府・企業への早期の謝罪と補償を促す勧告があいつぎ、日本の裁判所でも国家賠償・謝罪を促す判決、和解勧告、立法・行政措置を促す判決が出始め、真相究明のための立法案も衆議院に提出されました。

しかし、訴えを起こした後、何らの解決を見ることなく無念の想いの中で亡くなる方が増え、被害者にとって人間の尊厳を回復する闘いは時間との闘いにもなってきました。被害者の声を日本の声・世界の声として広げることが急務です。

そのために、各国の市民団体と協力して、市民による国際フォーラムを今年12月に東京で開催することにしました。20世紀の歴史・真実と向き合い、被害者に対する謝罪と補償を実現し、そのプロセスをとおして和解を求め、「平和と共生」の21世紀への道をさぐる国際フォーラムを開催します。皆様の積極的な参加と協力を呼びかけます。

1999年10月1日

*土屋公献「法律家・有識者の会」会長が実行委員会代表、同会でも全力で取り組んでいます。

日時

1999年12月10日（金）
12月11日（土）
12月12日（日）

詳細は同封チラシをご覧ください！

会場

12月10日・東京ウィメンズプラザ
12月11日・社会文化会館
12月12日・社会文化会館

賛同金・カンパ募集中！

郵便振替:00120-4-772840

「国際市民フォーラム」

会計報告

1998年5月1日～1999年4月30日

収入：カンパ・賛同金 868,973円
(207名の方から)

支出： 総計 631,515円
印刷代 245,799円
発送費 259,225円
事務消耗品費 95,871円
雑費 5,840円

97年分未払金支払 24,780円

当期収支： 237,458円

前期繰越金： 952,624円

期末残高： 1,190,082円

書籍紹介

●「日本が知らない戦争責任」

— 国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題 —

戸塚悦郎著、現代人文社、3600円＋税

戦争責任の解決なくして、アジアの人々との真の和解はないと考えた筆者が日本の戦争責任のあり方を問いつづけた8年間の軌跡を集大成！外務省が隠しつづけている「国連の解決策」が明かされる。

●「戦後補償法—その思想と立法」

今村嗣夫、鈴木五十三、高木喜孝編著

明石書店、3000円＋税

日本の戦後補償には何が求められているのか、その意味・本質を考えながら、政治的解決・立法措置を現実とするための基本問題を具体的に考察した一冊です。

戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会ニュース

No.4 99.11.1. 連絡先：〒102-0084 千代田区二番町9-8中労基協ビル3F 紀尾井町法律事務所気付
(発行人＝土屋公献) TEL03(3265)6071 FAX03(3265)6076 郵便振替:00150-7-410423「立法を求める会」

議連が真相究明調査会法案を衆院提出

— 「国立国会図書館法改正案」上程の動きと署名提出、院内集会報告 —

8月11日衆院に提出、継続審議に

恒久平和のための真相究明法の成立を目指す議員連盟（議員連盟）は、去る6月11日に第4回総会を開き、「国立国会図書館法の一部を改正する法律（恒久平和調査局設置法案）」について協議しました。その結果、内地人（日本人）の被害の実態についても調査し得る余地を残すような修正を加えることを条件に、田中甲議員案が了承されました。田中議員は直ちに衆議院法制局と協議して、内地人の「戦前戦中における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項」を調査事項に加える修正案を作成し、同月14日議員連盟がその修正条項を了承したため、議員連盟案として後掲（2頁参照）の法案が確定しました。

同法案は、田中議員によって直ちに各党に打診され、民主党は15日に同法案を国会に上程することを承認し、民主・共産の全衆議院議員を含む118人の賛同を得て8月11日衆議院に提出されました。

8月13日に同法案は継続審議となり、今期臨時国会で本格的に審議されます。

公明、社民党も同法案への賛意を表明していますので、今期国会中での成立は自民党・自由党の態度如何にかかっています。議員連盟は与党側に働きかけると同時に、同法案の賛同議員の獲得に向けての多数派工作活動を強化していく予定です。

当会は、同法案に賛同し、その国会成立に向けての活

動を強化する方針です。会員の方々も、地元の国会議員、特に自民党議員に対して、同法案に賛成するよう働きかけていただくようお願いします。

署名提出請願行動盛んに実施

当会が実施した戦争被害の真相究明調査会設置法の成立を求める請願署名は、会員の方々の努力と日教組の協力で、すでに15万名を超えました。

今年2月25日、全国から28名の会員に参加していただき、345名の国会議員に対して、署名用紙を預けて紹介議員になっていただくための要請行動を行い、3月17日にも追加して同様の行動を実施しました。その成果は本ニュースの最終頁に掲載されているとおりです。また、本ニュース6頁には参加者のご意見を掲載しました。

なお、「戦争被害調査会法を実現する市民会議」（市民会議）も同様の署名活動及び議員への要請行動を行っており、両方合わせた署名者数は20万名を超え、紹介議員になっていただいた議員も衆参両院で200名を越えました。党派別では民主党89名、共産党49名、公明党38名、社民党26名、自由党、改革クラブ、さきがけ、参議院クラブ、社大党、国民会議、無所属各1名となっています。残念なことに自民党は0です。

国会議員と市民との集い開催

また2月25日、前記要請行動に引き続いて、第二衆議院会館で、議員連盟、当会及び市民会議の共催による「戦時下の真相究明法の成立をめざす市民・国会議員の集い」が開催されました。参加者は120名に及び、そのうち国会議員は鳩山由紀夫議員連盟代表以下22名が、議員秘書は14名が参加しました。

当会土屋会長は、議員連盟に対して、今国会中に法案を上程するよう強く要請しました。出席した全議員は、真相究明のための調査が必要であることや、そのための法律制定に向けて尽力する旨の決意表明を行いました。加えて、本岡参議院議員は、「慰安婦」に対する国家補償法の早期制定の必要を強調し、そのための活動を勢力的に行うことを表明しました。（事務局長・丸山輝久）

「恒久平和局設置を求める院内集会」 &署名提出のご案内

日時：11月16日（火）16:00-17:30

会場：衆議院第2議員会館第1会議室

国会議員挨拶・報告など

*請願署名も提出します。署名提出に参加できる方は、午後3時に衆議院第2議員会館第1会議室へ集合下さい。（2時50分から衆議院第2議員会館玄関階段下で「入館票」を配布します。）

*同日午後6時からシニアワーク東京（飯田橋）で集会も開催します。別紙チラシをご参照下さい。

野中官房長官 「慰安婦」賠償立法は憲法・条約上問題なし」と答弁

一参院決算委員会(99年9月8日)会議録より一

○本岡昭次君 河野官房長官が一大きく踏み込まれた。さらに野中官房長官が期待をしておったんですが、残念です。

そこで、これだけはひとつはつきり答えていたきたいと思います。

二国間条約で解決しているから日本の国の法的責任はもうないんだ、賠償責任もないんだというその問題と、一方、外務省の条約局長等は従軍慰安婦の皆さんの個人の請求権というふうなものは、例えば韓国の方であれば日韓請求権協定が結ばれていても残されているんだ、個人の請求権は放棄されていないということも一方でおっしゃっています。

そこで、私は思うんですが、日本の戦後補償、わけてもこの従軍慰安婦問題、自分が長く取り組んできただけに、官房長官、この問題の解決が被害者の自然死、お亡くなりになるといふその時効にかけて、問題を解決しようとしたけれども皆亡くなられてしまったというふうな状況のところ、それで一つの問題の解決だというふうなことにしてはならぬと思うんです。このまま行ったらそうなるでしょう。戦争という国家の行為によってもたらされたこの重大な人権侵害に対して、戦争を遂行した国の政府、アジアに対しては日本が、はつきり正義の立場に立つて自国の不正義を率直に認めて謝罪し、可能な限りの補償をすることは、私は国際社会における条理であると思います。

そこで、それでは政府や国会が、元慰安婦被害者の損害補償請求問題を解決するための新たな立法措置があればどうなるのかということですが、私は、かつてそのための議員立法を参議院に、廃案になりましたけれども提出したことがございます。しかし、そこで大きな問題になったのは、その種の法律は条約違反、憲法違反になるのではないかとということで法制局がたじろぐんです。私はそれはおかしいと思う。おかしいと思っても、法

制局がきちつとやらなければ議員が議員立法を出せないという仕組みの中で、これは大変なことなんです。

そこで、これだけははつきりさせていただきたいんですが、国会議員が、今何ば野中官房長官に申し上げても、いやもう動かれへんのだ、変えられないんだとおっしゃる。そうすると、変える方法は、議員立法を提出して、そしてそれを法律にして、外務省が今ほとんど出しているお金をそこへ入れて出せば新たな税金をそこへ投入する必要はない、今でもほとんどお金が出ているんですから。あとは出し方の問題だと私は思うんです。それは法律がないから出せない。その人たちに、道義的という言葉を超えて、法的責任というものをうたつて被害者の皆さんに渡す、被害者の皆さんが納得して受け取っていただくという内容を持った法律をつくって、法律を通してお金を出す以外にないと思います。それは我々議員でできるわけです。議員立法としてやれるわけです。

ところが、その議員立法をつくることになる、それは条約違反であるとか憲法に違反するとかいう論議が出てくるんですが、官房長官、そういうことになるんですか。

○国務大臣(野中広務君) 先ほど来申し上げておりますとおり、過ぐる大戦の賠償並びに財産及び請求権の問題につきましては、従来から申し上げておるとおり、サンフランシスコ平和条約や二国間の平和条約、さらにはその他に関連する条約等に従いまして誠実に対応してきたところでございます。これらの条約等の当事国としての間では解決済みであるわけでございます。

○本岡昭次君 そうしますと、我々議員がこの従軍慰安婦問題を解決する一つの方途として、謝罪と一定の金額を被害者の皆さんに補償するという内容を盛り込んだ議員立法を出し、そしてそれが成立するというそのこと自身には問題ないというふうに今おっしゃったわけで、これは非常に私にとつて朗報であります。

九月八日、参議院決算委員会では本岡昭次議員が約一時間にわたつて「慰安婦」問題について集中質問を行いました。「国民基金」の「償い事業」が被害者や関係団体、被害国の反対で行き詰まっている実態を指摘し、多額の政府補助金が消化されないまま累積している現状を批判、「国民基金」を見直し政府が責任を取つて立法によつて補償を行うことを要求しました。

これに対し野中官房長官は、「三党合意」を踏まえて政府として政策変更は考えていないと答弁、論議は平行線に終わりました。しかし、賠償立法が憲法・条約違反になるとする俗説が一部官僚などの間にあることを糾した本岡議員の質問に対して、官房長官は「慰安婦」問題で新たな立法などの措置をとることは、これら(既存の)条約等が規定している問題ではなく、憲法上の問題もないと考える」と答弁しました。立法運動にとつては朗報です。

以下、A四・六頁に及ぶ議事録の中から該当部分を抜粋してご紹介します。なお、全文が必要な方は事務局までご請求ください。

⑤ 前項の求めを受けた両議院の議長が同項の声明を要求し、これに対して同項の声明があつた場合は、第一項の資料の提出の要求を受けた関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をする必要がない。

⑥ 前項の要求後十日以内に、内閣が第四項の声明を出さないときは、第一項の資料の提出の要求を受けた関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をしなければならない。

附則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由
今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もつて我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国権の最高機関たる国会に置かれる国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約〇〇億円の見込みである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 国立国会図書館の職員(館長、副館長、休職者(これに準ずる者として館長が定める者を含む。)及び非常勤職員を除く。)の定員は、八百九十人とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 恒久平和調査局

第十六条の二 今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もつて我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

② 恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に資する事項

二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間(以下「戦前戦中期」という。)において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために内地人以外の者に対して行われた徴用その他これに類する行為及びこれらの行為の対象となつた者の就労等の実態に関する事項

三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制(以下「性的強制」という。)による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

六 第二号から第五号までに掲げるもののほか、戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとつた措置及び当該損害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

③ 館長は、前項各号に掲げる事項につき

調査を終えたときは、両議院の議長に對し、その結果を記載した報告書を提出しなければならない。

④ 館長は、第二項各号に掲げる事項につき調査を終えるまで、毎年、両議院の議長に對し、調査中の事項についての報告書を提出しなければならない。

⑤ 第二項の調査及び前二項の報告を行うに当たつては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならない。

第十六条の三 館長は、前条第二項の調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に對して、資料の提出その他の必要な協力を要求することができる。

② 館長は、前条第二項の調査を行うため特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる事項について学識又は経験のある者その他の前項に規定する者以外の者(国外にいる関係人を含む。)に對しても、必要な協力を依頼することができる。

③ 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長が第一項の要求に係る資料の提出をしないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由を館長が受諾し得る場合には、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をする必要がない。

④ 前項の理由を受諾することができない場合は、館長は、両議院の議長に對して、第一項の要求に係る資料の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求するよう求めるこ

請願署名提出にご参加下さった会員の皆様の声

○署名提出行動において私の一番印象に残った方は、衆議院議員藤田スミさんでした。我々3名を招じ入れてお茶を飲みながら話を聞いてくれ自分のお話もして下さってとくに五味川純平さんの人間の条件についてのお話もありました。心暖まる想いで散じました。帰宅後、鎌倉の共産党の事務所を訪ねたら、その方は共産党の方で委員をやっているとの説明でした。藤田さんが共産党の方だとそれまではっきり知りませんでした、このような方が大勢協力して下さいたいなあと思いました。(従軍6年、81歳) 武 健次

○戦争を経験している中・高年の参加はもちろん重要ですが、若い人(40代以下)が少ないのが気になりました。直接的な戦争経験のない人に、歴史を伝えていくことの必要性を改めて感じました。奈良本英佑

○第二次世界大戦中、日本軍や政府が関与した国際人道法違反の行為を思いますと、<恒久平和のための真相究明法制定を目指す議員連盟>の発足にはとても賛成です。また、一女性議員さんの「一国だけに通用する歴史は歴史ではない」小説だ。国境を越えたヒューマニズムをうち立てたい」との言葉が印象に残っています。今後ともよろしくお願いします。小泉ユキエ

○署名提出請願行動の報告をお送り下さいまして、ありがとうございました。実は当日参加を予定しておりましたが、公務が入り参加できなくなってしまったのです。でも、28名もの参加があり署名提出の紹介議員もかなり多く喜ばしく思っております。これからできる限りの協力をしていきたいと思っております。スタッフの皆様の健康をお祈りし、運動の前進を期待しております。草々 関口暁子

○治安維持犠牲者国家賠償要求同盟役員の任についてから25年、完全な超党派とはいえませんが、与党のイニシアで、国会図書館法改正が行われようとしています。戦後補償問題で関釜裁判などで立法府の怠慢と非情が指摘されるところまで来たこととともに、感慨深いものがあります。1993年日弁連総会決議で上記国賠同盟の要求が実現しないうちは、戦後は終わらないことが確認されまし

た。日本戦争責任資料センターの作業の中でもこのことが認識されています。はっきりした国内外の国家賠償の実現を望みます。国際人道法の到達点に比べ、全くの後進国は困ったものです。行動参加で、土屋代表が私が静高追放に遭った1942年末、同学だったことも知りました。侵略戦争反対の私の歩みは、旧制中学時代からですので長い道程でしたが、世界の歴史も歩み続けているようです。 広川正夫

○「署名提出誓願行動」に初めて参加しましたが、とても楽しく、また勉強になりました。何十名か訪問した中で、直接会って頂けた議員は1人だけでしたが、如何に短い言葉で、誠意をあいてに伝え、賛同して頂けるかという事を考える事ができたとても良い機会でした。また、是非参加させて頂きたいと思います。 吉田俊

活動報告

請願署名提出状況 (99.5.25.)
「戦争被害等に関する真相究明調査会設置のための法律の早期制定に関する請願」

【衆議院】紹介議員 200人
(民主92、公明38、共産26、社民14、自民9、改革クラブ6、さきがけ2、自由1、無所属12)
【参議院】紹介議員 125人
(民主47、共産23、公明21、社民13、さきがけ2、自民1、沖大1、無所属17)

署名総数:

『従軍慰安婦』(戦時性的強制被害者)被害者に対する公式謝罪と賠償のための法律の早期制定に関する請願」

【参議院】紹介議員 18人
(民主6、社民5、共産4、公明2、無所属1)
署名総数: 5,831人分

*署名は両方とも引き続き受け付けています。次期臨時国会への提出は、11月中旬までの予定です。次の臨時国会には、すでに一度署名された方でも再度記入・提出できますので、よろしくお願いいたします。

「慰安婦」問題など早期解決に向けて内外で活発な動き

「慰安婦」問題についてはとくに早期解決に向けて内外のさまざまな動きとも連携して本会でも「慰安婦」立法化に向けての取り組みを重ねてきています。

「慰安婦」国家賠償法案を提案

「戦時性的被害者に対する国家賠償法要綱(素案)」(4・5頁参照)を「慰安婦」問題の立法解決を求める会と共同で作成し、4月に各党と関係の国会議員に提案しました。各方面での検討・研究を呼びかけています。

早期解決を求め議員と市民との懇談会開催

主として参議院の関心ある国会議員に呼びかけて、3月から議員と市民の合同の懇談会を開催してきています。「慰安婦」問題についての内外の情報の交換や関係する大使館や代表部との意見交換などを重ねてきています。国連人権小委員会マクドゥーガル特別報告官が6月に来日された際も、同報告官との懇談会を国連人権活動協力議員連盟などと協力して開催しました。



国連人権小委員会で個人請求権は条約・協定にしばられないとの決議採択

海外の動きでは、8月にジュネーブの国連人権小委員会(「人権促進保護小委員会」)で昨年と今年のマクドゥーガル報告を受けて、武力紛争下の性暴力「組織的強姦、性奴隷、性奴隷類似慣行」についての決議(E/CN.4/Sub.2/1999/L.28)が採択されました。17項目からなる決議は、マクドゥーガル特別報告官の研究に感謝を表し、軍隊の全行為に対して国家に賠償義務があると規定した1907年ハーグ条約を国際慣習法として承認し、権利および国家と個人の責任は平和協定・条約、恩赦などでは消滅しないことを確認し、国際刑事法の国内法導入のための立法や国際刑事裁判所の活用を促したものです。従来日本政府が主張してきた「サンフランシスコ平和条約などで解決済み」とする見解

を否定するもので、国内の裁判などにも影響を与える画期的な内容です。赤十字国際委員会、国連人権高等弁務官の協力と関与を求めている他、同決議の内容を来春の次期国連人権委員会で承認するよう要請しています。

米国、韓国でも高まる対日謝罪・補償要求

また、米国では、同じ8月にカリフォルニア州議上下院で日本政府に「慰安婦」や強制連行・強制労働被害者を含む全戦争被害者への謝罪と補償を求める決議(AJR27号修正決議、マイク・ホンダ下院議員提案)が採択されました。また同州では7月にも州の民事訴訟法(トム・ヘイデン上院議員提案)が改正されてナチスと旧同盟国の強制労働関係企業に対する賠償請求の時効が2010年末まで延長され、日本企業を相手取った賠償請求が米国人元捕虜や在米韓国人によって次々起こされています。これらの動きを受けて他の州議会や連邦議会でも同趣旨あるいは関連する決議案や資料開示要求などが議員らから出されてきています。

一方、10月には韓国の国会に李健介(イ・コンゲ)議員が「太平洋戦争日帝強制徴用者補償法案」を提出しています。韓国政府が1人当たり3千万ウォン(約300万円)各国で日本による戦争被害者への謝罪と補償を求める声と運動が広がっています。

参院決算委で本岡昭次議員の質問に官房長官が「慰安婦」賠償立法は「憲法・条約に違反せず」と答弁

こうした中で9月8日に開かれた参議院決算委員会、賠償立法が憲法・条約違反になるとする俗説が一部官僚などの間にあることを糾した本岡昭次参院議員の質問に対して、野中前官房長官は「“慰安婦”問題で新たな立法などの措置をとることは、これら(既存の)条約等が規定している問題ではなく、憲法上の問題もないと考える」と答弁しました。従来立法運動のネックになっていた問題がひとつ取り除かれたわけで、今後の立法運動に影響を与えられると思われます。

10月15日に在日韓国人の元軍属姜富中(カン・プジュン)さんの障害者年金訴訟の判決で大阪高裁が「違憲の疑い」を指摘したのを受けて、自民党を含む各党で議員立法をめざす動きが出てきています。韓国・朝鮮人元「BC級戦犯」への補償法制定要求運動も裁判を支えてきた方々を中心にして新たに始まります。

立法による問題解決のために一層の努力と協力が要請されています。(文責=有光健)

「慰安婦」問題の立法解決を求める会と戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会では共同で昨年から戦時性的強制被害者（「慰安婦」）に対する謝罪と賠償のための法案を研究・検討してきました。このほど以下のとおり要綱（素案）をまとめて、各政党や関係の国会議員に配布し、検討を要請しました。皆様からのご意見やご提案もぜひお寄せ下さい。

戦時性的強制被害者に対する国家賠償法要綱（素案）

1. 目的

第二次大戦前および戦中の旧日本軍による戦時性的強制被害者（いわゆる「従軍慰安婦」）に対し日本政府および日本国民が謝罪の意思を表明し、高齢に達している被害者に対しすみやかに名誉回復を図り、日本政府および日本国民が犯した過ちをただすとともに、同様の過ちを根絶することを誓うため

2. 対象

第二次大戦前および戦中の旧日本軍による外国人女性に対する組織的な性的暴力・性的強制の被害者（性的被害以外の人権侵害や略奪などの被害については別途立法方策を立てるものとする。）

3. 所管

総理府（戦時性的強制被害者賠償実施本部または実施室を設ける）。

4. 財源

国費

5. 実施方法

政府職員・学者・法律家・NGO代表らで構成する運営委員会（仮称）を設け、当該国の政府担当部局・弁護士・NGO代表の協力を得て、認定および支払い業務を実施する。

6. 賠償額

1人に対し4万ドル以上

7. 公表

運営委員会の責任において関係記録や聞き取り調査の結果を個人のプライバシーを侵さない方法により公表する。

8. 期限

10年間の時限立法とする。

9. 細目

実施の細目は別途規定する。

起案：「慰安婦」問題の立法解決を求める会＋戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会 1999. 4.

戦時性的強制被害者に対する国家賠償法要綱（素案）コメントール（補足説明）

1. 目的

現在「慰安婦」に関する裁判が日本国内で5件進行中で、いずれも日本政府は法的責任を認めず、道義的責任しか認めていない。国連などでも同様の見解を示し、補償問題は最終的に決着済みと主張している。現在裁判で係争中の事件に関し、司法判断に先んじて法的責任を確認することは現状からすると困難な面が多い。しかし、「最高裁の確定判決を待った上で」と先送りしてしまうと、現在高齢に達している被害者への対応に間に合わない可能性が高い。そこで、裁判が併行して継続されることを前提に、国としての責任を率先して明らかにし、謝罪するための法律制定であることを明記した。

2. 対象

いわゆる「慰安婦」、戦時性的強制被害者の外国人女性を対象とする。（日本人元「慰安婦」、中国東北部でのソ連軍兵士による性暴力被害者などはこの法律にもとづく謝罪対象とは想定しないが、対応は検討課題である。）対象国において信頼できる調査が実施され、被害事実の認定が行われているところからすみやかに順次実施していくものとする。

3. 所管

国による謝罪事業であることを明確にする。米国の日系人戦時強制収容者に対する補償は、米司法省内に補償管理事務局（ORA= The Office of Redress Administration）を設置し、フリーダイアルで24時間受付・申請援助をした例、日本政府が中国の旧日本軍遺棄兵器処理のために総理府に「遺棄化学兵器処理担当室」を設立したことなどを先例とした。また、「女性のためのアジア平和国民基金」（「国民基金」）の活動が被害者および関係国の反発を受け、混乱を引き起こしている現状も考慮した。

4. 財源

事業は国費をもってまかなうことを基本とする。

5. 実施方法

政府職員だけでなく、事情に詳しい学者、法律家ら有識者、NGO代表にも運営委員会（仮称）への参加を求め、実施に当たっては被害国側の政府代表、弁護士、NGO代表、国連などの専門家の協力と助言を得ることを基本とする。

6. 賠償額

1988年以降に米国政府が日系人戦時強制収容被害者に支払った額（2万米ドル）、日本政府が88年に台湾の元軍人・軍属に支払った弔慰金の額（200万円）、国際法律家委員会(ICJ)が94年に日本政府に行った勧告の中の「純粋暫定金」の額（4万米ドル）などを先例として考慮した。

7. 公表

関係記録や聞き取り調査結果は、歴史をただすためにも必要な貴重な資料であるので、可能な限り公開されることが望ましい。

8. 期限

10年間の時限立法とし、10年後の期限終了時点で、検討の上、必要な場合は期限の延長または新規の立法を行う。また将来において「戦時性的強制被害者」を含む包括的な「戦後補償法」（仮称）が制定される場合は、期限前でも同法に吸収される可能性がある。

9. 細目・ほか

必要な場合は付帯決議も行う。

＊なお、「元『慰安婦』の補償立法を求める弁護士協議会」（座長＝藍谷邦雄弁護士）でも戦時性的強制被害者に対する補償法案の検討が現在行われています。また、日本弁護士連合会でも戦争被害者全般を対象とした補償法案の検討が行われています。補償法案の提案は被害者支援団体やいくつかの政党でも準備されつつあります。